

農村地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 7 月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第42号

農村地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

農村地域における県税の課税免除に関する条例（昭和46年岩手県条例第41号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（県税の課税免除）</p> <p>第 2 条 地区内において、法第 2 条第 2 項に規定する工業等の用に供する設備のうち法第10条の規定により定められた設備で、これを構成する減価償却資産のうち所得税法等の一部を改正する法律（平成16年法律第14号）附則第25条第 5 項又は第40条第 8 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第 1 項の表の第 1 号又は第45条第 1 項の表の第 1 号の規定の適用を受ける設備（展示場用の建物及び当該建物に係る償却資産を除く。第 3 号及び第 4 号において「設備」という。）を含むもの（以下「適用対象設備」という。）を平成20年 3 月31日までの間に新設し、又は増設した者について、次の各号に掲げる県税のうち、当該各号に定める額の課税を免除する。</p> <p>（1）～（4） [略]</p>	<p>（県税の課税免除）</p> <p>第 2 条 地区内において、法第 2 条第 2 項に規定する工業等の用に供する設備のうち法第10条の規定により定められた設備で、これを構成する減価償却資産のうち所得税法等の一部を改正する法律（平成16年法律第14号）附則第25条第 5 項又は第40条第 8 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第 1 項の表の第 1 号又は第45条第 1 項の表の第 1 号の規定の適用を受ける設備（展示場用の建物及び当該建物に係る償却資産を除く。第 3 号及び第 4 号において「設備」という。）を含むもの（以下「適用対象設備」という。）を平成21年12月31日までの間に新設し、又は増設した者について、次の各号に掲げる県税のうち、当該各号に定める額の課税を免除する。</p> <p>（1）～（4） [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の農村地域における県税の課税免除に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成20年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の条例の規定により県税の課税免除の適用を受けようとする者については、この条例の施行前に改正後の条例第 3 条各号に定める期限を経過したもの又はこの条例の施行の日から起算して 1 月以内に当該期限が到来するものに限り、同条に規定する申請書の提出期限は、この条例の施行の日から起算して 1 月を経過した日とする。